

国立大学法人秋田大学における学長候補者の選考に関する基準

令和 5 年 9 月 26 日
学長選考・監察会議申し合わせ

「国立大学法人秋田大学における学長候補者の選考等に関する規程」第5条第2項に基づき、学長候補者を選考するにあたっての基準として、以下のとおり定める。

1. 国内外で活躍し学術・文化の発展に貢献する人材を育成するため、国際的水準の教育・研究を推進するビジョンを有する人物であること。
2. 強いリーダーシップを発揮し、求められる組織の編成や健全な財務基盤の構築を推進することができるなど、大学運営能力に優れた資質を持つ人物であること。
3. コンプライアンスの実践に努め、法人の長として社会一般の信頼を得られるほか、広く社会貢献に寄与できる人物であること。